



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 土地改良区の清算人の就任の届出 (村づくり計画課) 1
- 市営土地改良事業施行の適当の決定 (村づくり計画課) 2
- 町営土地改良事業施行の適当の決定 (村づくり計画課) 2

公 告

- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見・2件 (商工振興課) 2
- 開発行為に関する工事の完了 (建築指導課) 3

人事委員会事項

- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 3

告 示

沖縄県告示第364号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、次のとおり並里土地改良区から清算人が就任した旨の届出があった。

平成20年6月17日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 仲 里 全 輝

氏 名	住 所
与那城剛	金武町字金武541番地
宜野憲次	金武町字金武786番地
与那城明	金武町字金武631番地
松岡進	金武町字金武6154番地
渡久地強治	金武町字金武776番地
伊芸忠雄	金武町字金武5608番地
伊芸博文	金武町字金武521番地の2
宜野座和夫	金武町字金武626番地
宜野座広明	金武町字金武635番地
當山泰偉	金武町字金武5620番地
宮平良英	金武町字金武867番地
森山和男	金武町字金武791番地の2

沖縄県告示第365号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、南城市長から協議のあった大城南地区土地改良事業（農業用道路）の施行について、平成20年6月6日その協議を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成20年6月17日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 仲 里 全 輝

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成20年6月18日から同年7月15日まで
- 3 縦覧に供する場所 南城市役所
- 4 その他 この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

沖縄県告示第366号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、久米島町長から協議のあった比屋定・大岳地区土地改良事業（農業用排水施設・農業用道路・農用地保全）の施行について、平成20年6月6日その協議を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成20年6月17日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 仲 里 全 輝

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成20年6月18日から同年7月15日まで
- 3 縦覧に供する場所 久米島町役場
- 4 その他 この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成20年6月17日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 仲 里 全 輝

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 マックスバリュー平真店 石垣市字登野城632番地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社ビッグワン 沖縄市南桃原三丁目1番2号 代表取締役 玉城榮信
- 3 法第8条第1項の規定による石垣市の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 平成20年6月17日から同年7月17日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県観光商工部商工振興課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成20年6月17日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 仲 里 全 輝

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 サンフティーマ 宜野湾市普天間二丁目14番1号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社ティ・エム・オ普天間 宜野湾市普天間二丁目14番1号 代表取締役 平良清治
- 3 法第8条第1項の規定による宜野湾市の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 平成20年6月17日から同年7月17日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県観光商工部商工振興課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成20年6月17日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 仲 里 全 輝

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成19年6月25日 沖縄県指令土第607号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字宮城116番2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字与那覇214番地 大嶺秀夫
- 5 検査済証番号 平成20年6月9日 第2640号
- 6 工事完了年月日 平成20年5月8日

人 事 委 員 会 事 項

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年6月17日

沖縄県人事委員会

委員長 嘉 手 納 成 達

沖縄県人事委員会規則第16号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和48年沖縄県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。
別表知事部局の項中「合併推進監」を「行政体制企画監」に、「医療改革専門監」を「医療制度改革専門監」に、

「			若 夏 学 院	院長 庶務班の班長	を
			石 嶺 児 童 園	園長 庶務班の班長	
「			若 夏 学 院	院長 庶務班の班長	に、
「			下水道建設事務所	所長	を
「			下水道建設事務所	所長 庶務建設班の班長	に改め、同表教育庁

の項中「参事 室長」を「参事」に、

「	出先機関	教 育 事 務 所	所長 庶務課長 人事係長 人事担当の主査	を			
	「	出先機関	教 育 事 務 所		所長 総務班の班長 人事担当の主幹及び主査	に、	
	「	教育機関	総合教育センター		所長 副所長 庶務課長		を
			図 書 館		館長 副館長 副参事 分館長		
博 物 館			館長 副館長				
埋蔵文化財センター			所長 副所長				
「	教育機関	総合教育センター	所長 教職研修総括 学校支援総括 総務班の班長	に改め、同表選挙管			
図 書 館		館長 副参事 分館長					
博 物 館 ・ 美 術 館		館長 副館長					
埋蔵文化財センター		所長					

理委員会事務局の項中「書記長」を「書記長 選挙班長」に改め、同表人事委員会事務局の項中「主幹及び任用、給与又は審査担当の主査」を「主幹 任用、服務、給与勧告又は公平審査担当の主査」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発 行 所	印 刷 所	株式会社 国際印刷
沖 縄 県 総 務 部		〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号
総務私学課	販 売 所	株式会社リウボウ (沖縄県官報販売所) 〒900-8503
電話番号 098-866-2074	購 読 料	那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F
		1部1箇月 1,800円